

# 金融経済教育研究会における検討結果と その後の取組み

第4回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会



平成26年11月11日(火)  
金融庁  
総務企画局政策課政策管理官  
大畠 大

# 1. (1) 金融経済教育研究会（2012年11月～2013年4月）

## 1. 目的

サブプライム問題の発生を契機に、健全な金融システムの維持には、規制のみならず、利用者が金融について必要な知識を身につけ、適切に行動することの重要性が再認識され、G20等の場でも金融経済教育の重要性について議論。こうした国際的な動向を踏まえ、本研究会は、金融経済教育で身につけるべきもの（「金融リテラシー」）は何か、今後、我が国で「金融リテラシー」向上にどのように取り組んでいくか等について幅広く検討。

## 2. メンバー

鮎瀬 典夫	金融広報中央委員会事務局長
石毛 宏	帝京大学経済学部教授
伊藤 宏一	千葉商科大学大学院教授、日本FP協会専務理事・CFP
翁 百合	(株)日本総合研究所理事
鹿毛 雄二	ブラックストーン・グループ・ジャパン(株)特別顧問
神戸 孝	FPアソシエイツ＆コンサルティング(株)代表・CFP
永沢裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授(金融研究センター長)

※ 敬称略、五十音順、役職等は2013年4月末時点

このほか、全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、文部科学省、消費者庁から出席。

## 3. 審議状況

2012年11月から2013年4月までの間で、計7回開催

# 1. (2) 金融経済教育研究会報告（2013年4月）

## 1. 身に付けるべき金融リテラシー

### (1) 行動面の重視

知識の習得に加え、健全な家計管理・生活設計の習慣化、金融商品の適切な利用選択に必要な着眼等の習得、必要な場合のアドバイスの活用など行動面を重視。

### (2) 最低限習得すべき金融リテラシーの共有

金融経済教育の効率的・効果的な推進のため、最低限習得すべき金融リテラシー(4分野・15項目(別紙))を関係者で共有。

### (3) 体系的な教育内容のスタンダードの確立

年齢別・分野別の教育内容について、体系的にとりまとめた、より詳細なスタンダードを確立。

## 2. 金融経済教育の対象者

学校における取組みの定着とともに、社会人・高齢者に、より焦点を当てて推進。

## 3. 各分野の取組み内容

### (1) 学校段階における取組みの推進

#### ① 小・中・高等学校

- ・社会科・公民科での教育に加え、家庭科における家計管理・生活設計の教育を充実。

#### ② 大学

- ・金融経済教育の推進の検討。

### (2) 社会人・高齢者段階における取組みの推進

#### ① 確定拠出年金加入者への投資教育の充実

- ・継続的な投資教育の実施・内容の充実。

#### ② 自治体における取組みの推進

- ・「消費者教育推進法」に基づき、今後政府で策定する「基本方針」に金融経済教育を位置付け。

#### ③ 業界団体・各金融機関等による取組み

- ・重要な担い手であり、引き続き積極的な取組みを期待。

#### ④ 予防的・中立的なアドバイスの提供

- ・トラブルの発生を事前に防ぐため、予防的なアドバイスの提供を充実。

### (3) 金融経済教育を担う人材の育成

質の高い金融経済教育の提供を行うため、現場で教育を担う人材を育成。

### (4) 金融商品にかかる情報提供の充実

金融商品について、中立的機関による情報提供の充実。

## 4. 金融経済教育の推進を図る手段

### (1) 金融経済教育の推進体制

- ・金融庁を中心とする関係当局がより積極的に役割を果たすことが必要。
- ・その際、金融広報中央委員会のネットワークを活用し推進していく場(「金融経済教育推進会議(仮称)」)を設置。
- ・その場では、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行うことにより、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理。

#### 【取組むべき課題】

- ・最低限習得すべき金融リテラシーの具体化。
- ・年代別にどのような順序で教えるべきか整理・体系化。
- ・関係当局・関係団体等のウェブサイトを相互にリンクを張り、利用者が容易かつ網羅的にアクセスできる情報提供体制を構築。

### (2) 効果測定の定期的な実施

国民への金融経済教育の定着度合を測るために、金融広報中央委員会の「金融力調査」を活用。

## 1. 家計管理

**項目1** 適切な収支管理(赤字解消・黒字確保)の習慣化

## 2. 生活設計

**項目2** ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解

## 3. 金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択

### 【金融取引の基本としての素養】

**項目3** 契約にかかる基本的な姿勢の習慣化

**項目4** 情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化

**項目5** インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解

### 【金融分野共通】

**項目6** 金融経済教育において基礎となる重要な事項(金利(単利、複利)、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等)や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解

**項目7** 取引の実質的なコスト(価格)について把握することの重要性の理解

## 【保険商品】

**項目8** 自分にとって保険でカバーすべき事象(死亡・疾病・火災等)が何かの理解

**項目9** カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

## 【ローン・クレジット】

**項目10** 住宅ローンを組む際の留意点の理解

①無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てることの重要性

②返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性

**項目11** 無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化

## 【資産形成商品】

**項目12** 人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解

**項目13** 資産形成における分散(運用資産の分散、投資時期の分散)の効果の理解

**項目14** 資産形成における長期運用の効果の理解

## 4. 外部の知見の適切な活用

**項目15** 金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解

# 1. (3) 金融経済教育推進会議（2013年6月～）

## 1. 趣旨

金融庁に設置された「金融経済教育研究会」が2013年4月に取りまとめ、公表した「金融経済教育研究会報告書」を踏まえて、同報告書の方針を推進するにあたり検討課題として示された諸課題への取組みについて審議することを目的として、金融広報中央委員会の中に設置。

報告書で示された諸課題への取組方針を取りまとめ、これに沿って、各課題の実施主体が具体的な検討を行い、半年後をめどに各実施主体が本会議に中間報告を行ったうえで、約1年後に本会議に最終報告または作業の進捗状況報告を行う。

## 2. 委員

石毛 宏	帝京大学経済学部教授
伊藤 宏一	千葉商科大学大学院教授、日本FP協会専務理事・CFP
上村 協子	東京家政学院大学教授
翁 百合	(株)日本総合研究所理事
鹿毛 雄二	ブラックストーン・グループ・ジャパン(株)特別顧問
神戸 孝	FPアソシエイツ＆コンサルティング(株)代表・CFP
河野 公子	聖徳大学大学院講師
永沢裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
吉野 直行	アジア開発銀行研究所長、慶應義塾大学名誉教授

※ 敬称略、五十音順

このほか、全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会、日本取引所グループ、運営管理機関連絡協議会、金融庁、文部科学省、消費者庁から出席。

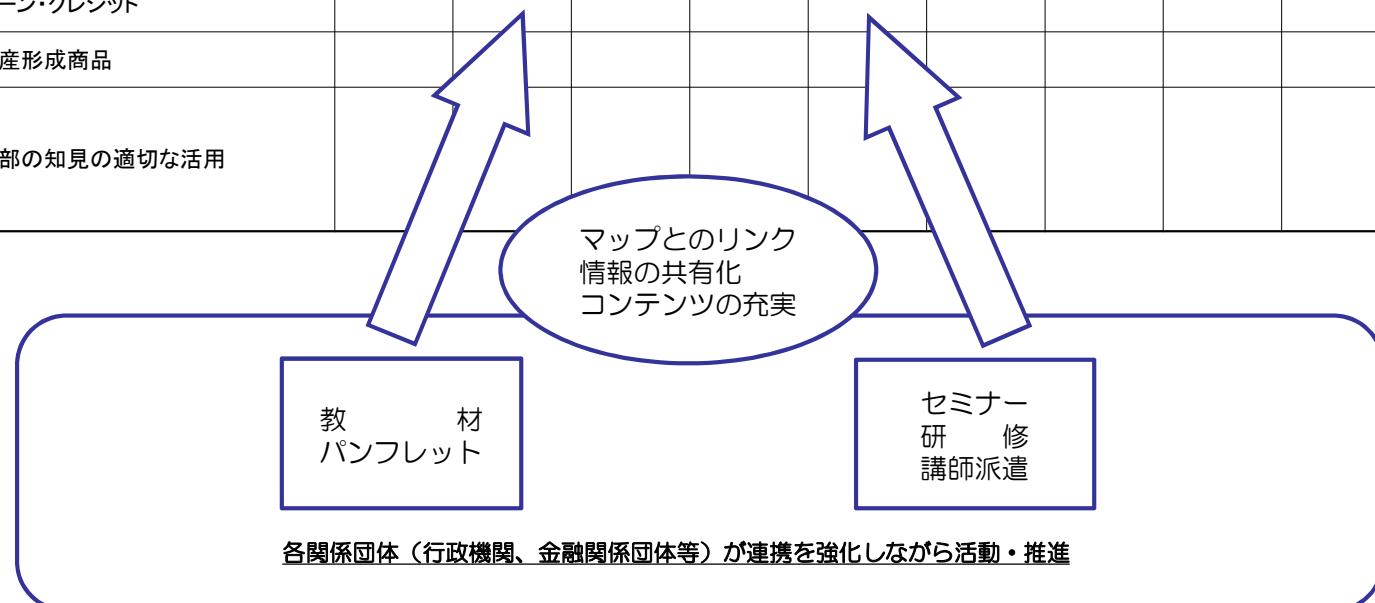
## 3. 開催日

第1回：平成25年6月7日、第2回：平成25年12月16日、第3回：平成26年6月3日、  
第4回：平成26年12月2日（予定）

## 1. (4) 金融経済教育推進会議（2013年6月～）

### 最低限習得すべき金融リテラシー「項目別・年齢層別スタンダード」(マップ)

		小学生			中学生	高校生	大学生	若年 社会人	一般 社会人	高齢者
		低学年	中学年	高学年						
分野1 家計管理	分類1 適切な収支管理の習慣化									
分野2 生活設計	分類2 ライフプランの明確化およびライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解									
分野3 金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	分類3 金融取引の基本としての素養									
	分類4 金融分野共通									
	分類5 保険商品									
	分類6 ローン・クレジット									
	分類7 資産形成商品									
分野4 外部の知見の適切な活用	分類8 外部の知見の適切な活用									



## 2. (1) その後の取組み(大学生向け)

---

平成26年4月から、2大学においてモデル講義を実施

慶應義塾大学法科大学院、東京家政学院大学

⇒ 平成27年度以降、さらに拡大

金融庁・金融広報中央委員会・関係団体(※)が連携し、「項目別・年齢層別スタンダード」(マップ)に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体:全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

## 2. (2) その後の取組み(高齢世帯等向け)

---

- 高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を踏まえ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正(平成25年12月16日適用)。当該監督指針に、以下の内容を新設。

### IV. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)

#### IV-3-1-2 勧誘・説明態勢

##### (3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項

高齢顧客は、過去の投資経験が十分であったとしても、身体的な衰えに加え、短期的に投資判断能力が変化する場合もあることから、高齢顧客に対する投資勧誘においては、適合性の原則に基づいて、慎重な勧誘・販売態勢を確保するとともに、問題のある勧誘・販売を早期に発見するためのモニタリング態勢を整備する必要がある。また、商品販売後においても、丁寧にフォローアップしていく必要がある。以上を踏まえ、以下の点に留意して監督するものとする。

- ① 日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)を踏まえ、高齢顧客に対する勧誘・販売に関する社内規則を整備するとともに、社内規則の遵守状況をモニタリングする態勢を整備しているか。
- ② 商品の販売後においても、高齢顧客の立場に立って、きめ細かく相談にのり、投資判断をサポートするなど丁寧なフォローアップを行っているか。

- 投資家の金融リテラシー向上を図る観点から、「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)」に、以下の内容を記載。

(例)

### VII. 金融商品取引業者等に対する監督

#### 2. 2-1. (1) 顧客ニーズに応える経営(資産運用の高度化)

NISA 導入の趣旨等も踏まえ、投資家の金融リテラシー向上に向け、業界、さらには業界横断的な積極的な取組みを促すとともに、当局としても金融経済教育の促進に向けて取り組む。また、NISA の制度趣旨を踏まえた金融商品の提供及び適切な勧誘・販売態勢の構築を促す。

## 2. (3) その後の取組み(事前相談(予防的なガイド))

---

### 1. 趣旨

金融庁金融サービス利用者相談室においては、従来、「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」への対応を主として行ってきたが、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談(予防的なガイド)」を開設。

### 2. 事前相談業務の概要

- (1) 事前相談においては、電話等による問合わせに対し、①金融商品(預金、株式、投資信託、保険等)の契約にあたっての留意点、②金融機関破綻時の金融商品の保護、③金融商品の特徴及び留意点等について、金融庁ウェブサイトの掲載情報を中心に、金融広報中央委員会や業界団体等のウェブサイトの掲載情報に基づきガイド(説明)する。
- (2) なお、導入当初の措置として、紹介したウェブサイトの資料について、相談者の希望があった場合は、そのコピーを郵送等で情報提供する(ウェブサイトへのアクセスが困難な層に対する配慮)。
- (3) 関係団体との連携・協力の下、相談者がより詳細な内容の回答を求める場合などについては、事情に応じ、相談者に対し、ウェブサイトの掲載主体の受付窓口を紹介する。

### 3. 開始時期

平成26年5月23日